

## 吉川市立小中学校における通学区域制度の運用特例について

市教育委員会では、学校ごとに通う地域(通学区域)を定め、住所によって入学する学校(指定校)を指定しています。

しかし下記の理由に該当する場合、指定校以外の学校に通学することができます。希望する場合は教育委員会にご相談ください。

### 1 学期途中の転出・転入の場合

学期途中に市内で転居した場合、当該学年の終了日まで現在の学校に就学することを認める。ただし、小学校5学年においては、卒業日まで現在の学校に就学することを認める。

### 2 予め転居の予定がわかっている場合

転居の具体的な予定がある場合、学期初めから転居先通学区域内の学校に就学することを認める。ただし、その場合は転居予定所在地を証明できるものを添付する。

### 3 仮居住地の場合

住宅の新築等による短期間の仮住まいの場合、現在の学校に就学することを認める。

### 4 災害避難・緊急避難等特別の事情がある場合、住民票の移動はなくても居住しているその通学区域内の学校に就学することを認める。

### 5 学区外に預けている場合

事情により保護者が実家等まで毎日送迎して預けている場合、その預け先の通学区域内の学校に就学することを認める。ただし、その場合は預け先の証明書を添付する。

### 6 勤務地学区内の学校に就学させる場合

保護者の勤務事情によって、住民登録地からの通学が困難な場合、勤務地通学区域内の学校に就学することを認める。ただし、その場合は勤務証明書を添付する。

### 7 生活拠点が住民登録地と異なる場合

店舗等が実際の生活拠点であり、住民登録地からの通学が困難な場合、その通学区域内の学校に就学することを認める。

### 8 特別支援学級に就学する場合

特別支援学級への就学を希望し、特別支援学級設置校に通う場合、特別支援学級設置校への就学を認める。

#### 9 身体的理由の場合

身体的な理由により、指定する学校に通学することが困難な場合、最短距離の学校に就学することができる。

#### 10 いじめ・不登校等が原因で学校生活の継続が困難な場合

いじめ不登校が原因で現在の学校での生活を継続することが困難な場合、転入前の学校(又は新しい学校)に就学することができる。

#### 11 自治会など地域のつながりの場合

指定校以外の通学区域の自治会等に所属しているなどの場合、その通学区域内の学校に就学することを認める。